

1998年3月5日  
(平成10年)

藤沢市教育委員会  
教育長 松井芳子様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

各公民館使用許可業務等に係るコンピュータ利用について（答申）

1998年（平成10年）2月4日付けで諮問された、各公民館使用許可業務及び生涯学習関連情報提供業務（以下これらを「本業務」という。）に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- ・ 本市では、公民館が13施設あり、社会教育事業の一環として、サークル活動等を行っている市民からの公民館使用申請書に基づき、公民館使用許可業務（以下「許可業務」という。）を行っている。
- ・ 現在、許可業務については、藤沢公民館、湘南台公民館及び片瀬公民館において、それぞれ独立したシステムでコンピュータ利用しており、その他の公民館において、手作業で行っている。
- ・ 生涯学習課（学習文化センター）は、各公民館で把握している社会教育関係団体の名簿を手作業により作成し、市民の学習相談に対する適切な情報提供に対応するため、生涯学習関連情報提供業務（以下「提供業務」という。）を行っている。
- ・ 許可業務をコンピュータ化し、全公民館をネットワーク化することにより、予約状況を的確に把握するとともに、全公民館で相互の許可業務が可能となり、また使用状況の統計業務も容易にできるようになる。また、全公民館と生涯学

習課（学習文化センター）をネットワーク化することにより、提供業務が迅速かつ正確に行えるようになることから、市民サービスの向上と事務の効率化が図られる。

- ・ 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全確保を図るため、「公民館使用許可業務個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

本業務は、市民からの公民館使用申請や学習相談についての問い合わせに対して、円滑な事務処理や正確な情報提供を行うために、施設の予約状況及び社会教育関係団体名簿を迅速かつ正確に把握する必要がある。また、利用する市民の利便性を考慮すれば、各公民館で全公民館の使用申請手続きに応じられる必要がある。しかし、本業務を手作業で行うことは困難であり、市民サービスはもとより、事務の効率化を図るためにも、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- ・ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、団体名、代表者氏名、住所、電話番号、FAX番号、活動内容、指導者の氏名、住所、電話番号となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、生涯学習課に設置するホストコンピュータと各公民館及び生涯学習課（学習文化センター）の端末機を専用回線により接続し、ネットワーク化するため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 本業務の処理に当たっては、個人情報の適正な取扱い及び安全確保のために必要な事項を定めた「公民館使用許可業務個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上